

出題ジャンル総整理 適性科目

1 技術士法(第4章 技術士等の義務)

(信用失墜行為の禁止)

第44条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(技術士等の秘密保持義務)

第45条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする。

Point !

- ・「発注者からの情報を基に独自で調査して得られた情報については守秘義務がない」と問われたら誤りである。発注者からの情報がなければ得られなかった情報なので、第45条の秘密保持義務に該当するといえる。
- ・当該業務を行っていた組織を退職したり、技術士や技術士補でなくなったりしても、その時に知った情報には守秘義務がある。

(技術士等の公益確保の責務)

第45条の2 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

Point !

- ・公益確保は最優先である。公益確保に反する事項はすべて誤りだと考えればよい。

(技術士の名称表示の場合の義務)

第46条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

(技術士補の業務の制限等)

第47条 技術士補は、第2条第1項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行ってはならない。

2 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。

Point !

- ・技術士補は、技術士に代わるような主体業務はできない。

(技術士の資質向上の責務)

第47条の2 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

Point !

- ・継続研鑽(CPD)の重要性。
- ・日常の業務だけではCPDの要件を満足しない。
- ・「自身の専門分野については十分な知識があるので専門外のCPDを積みばよい」と問われたら誤りである。専門外のCPDを積むことも大切だが、自身の専門分野のCPDに取り組むことも重要である。

過去問題を解いてみよう! ⇒令和3年度Ⅱ-1 他(類題が頻出)

2 技術士倫理綱領(日本技術士会)

(1) 前文

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

(2) 基本綱領

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。